

事務連絡
令和2年5月15日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

各厚生労働大臣認可
〔 水道事業者
水道用水供給事業者 〕 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請並びに感染予防・健康管理の強化について」（令和2年4月17日付け事務連絡）にて、職場における感染予防、健康管理の強化に努めていただきますようお願いしたところです。

その後、5月4日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）について緊急事態宣言を延長する等の改正が行われ、「事業者及び関係団体は（中略）業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。さらに、5月14日に基本的対処方針が改正され、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とするとともに、緊急事態措置を実施すべきでない区域についても基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある等の変更がなされました。

こうした状況にかんがみ、厚生労働省労働基準局より「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」（別添参照）にて、水道関係団体等の各団体に対し、労働者の感染予防対策等について改めて周知するよう要請したところです。

については、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）におかれましても、労務管理の基本的姿勢、職場における感染防止の進め方、風邪症状を呈する労働者等への対応、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応及び正しい情報の収集等について、別添を参考として、職場における感染予防、健康管理の強化に努めていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、上記取組をお願いいたしますとともに、貴管下都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本件を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【別添】

- ◎ 『職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について』（令和2年5月14日）

【参考】

- ◎ 『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日、令和2年5月14日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0514.pdf

本件問い合わせ先
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
鮫島、遠藤（爵）
電話：03-3595-2368（直通）
E-mail：suidougi.jutsu@mhlw.go.jp